

第4回 第7次秋田市総合都市計画策定委員会議事要旨

開催の日時	令和2年7月29日(水) 午後2時から午後4時20分まで
開催の場所	秋田拠点センターアルヴェ2階 多目的ホール
委員の定数	18人
出席委員	11人
議 事	(1) 目指すべき都市の姿および全体構想(土地利用、交通体系) (2) 全体構想(住環境・市街地整備、水と緑の整備・保全、その他の都市施設の整備等)
審 議 日 程	1 開 会 2 委員長挨拶 3 計画策定期間等の変更について 4 前回(第3回)の会議で出された意見等への対応 5 議 事 6 閉 会

議 事 要 旨

1 計画策定期間等の変更について

事務局	説明（資料1）
質疑	（特になし）

2 前回（第3回）の会議で出された意見等への対応

事務局	説明（資料2）
-----	---------

委員	<p>「暮らしの豊かさ」について、「一定の人口が集中することによって生まれる出会いや交流」という書き方に違和感がある。フィジカルな空間で人が集まることも重要であるが、SNSなど、オンラインを通じた出会いなど、出会う・交流する方法は様々で流動性も高い。</p> <p>また、暮らしに必要な機能が確保されていることも大切だが、自然や伝統、地域の資源そのものについても触れられると、秋田における「暮らしの豊かさ」というメッセージ性とわかりやすさが出るのではという印象を持った。</p>
----	---

事務局	<p>ご指摘のとおり、多様な手法・手段、繋がり方があるため、一定の人口が集中することで生まれる出会いに限定することがないよう、表現には留意したい。</p> <p>本市の「豊かさ」をわかりやすく表現するということは、皆様のご意見を踏まえ再検討し、改めて提示させていただく。</p>
-----	---

委員長	<p>市民生活の「暮らしの豊かさ」という広い概念があるが、総合都市計画ではフィジカルな部分について、どのように受け止めるかということが、今後の議論になると思う。</p>
-----	--

3 議事

(1) 目指すべき都市の姿および全体構想（土地利用、交通体系）

事務局	説明（資料3）
-----	---------

委員	<p>前回、目標をまとめた方が良いのではという意見を出したが、実際にまとめたものをみると、目標2・3と比較し、目標1が重たい印象を受ける。</p> <p>「暮らしの豊かさ」については、定義付けが難しいところもあると思うが、出会いや交流を1つの要素とするのであれば、その部分を新たな目標として立ち上げて良いのではと思った。</p>
----	--

目標1は都市構造の内容になるので、他の目標が目標1と関連し、都市構造の中で行われる活動や行動、それに付随する要素について記載するイメージの方がわかりやすいのではと思った。

事務局

「暮らしの豊かさ」について過不足なく、端的な言葉で表現することは難しいが、提案いただいた内容も踏まえ、表現等を工夫したい。

委員

目標をまとめたことで、「中心市街地」や「地域中心」という言葉が目標タイトルから消えてしまい、良いのかなというように思った。修正案の目標1で、「多核集約型の都市構造」と入れてもらえれば対処できるのかと思う。更に、全体の都市構造の内容と中心市街地や地域中心の内容を分けて記載できれば、ベストと思っている。

目標1の4つ目に「公共建築物や社会基盤施設等の整備にあたっては、既存ストックの有効活用を図ります」とある。この部分は、資料3の10頁にある表現と同様にしてもらえれば、ストレートでわかりやすいと思った。

目標2の2つ目に「歴史・文化や風土、伝統等の魅力を生かし、良好な景観を形成・育成する」とある。内容はこのとおりが、平易な表現で、どこまで実施するのかが感じ取れない。寺町の景観の問題など、市が積極的に関与して景観形成・育成をしていくというニュアンスが感じ取れる言い回しにしていただければと思う。

事務局

目標1は、「多核集約型」という表現を入れるか、目標1を元のとおり2つに分けるか、いただいた他の意見とも合わせて再度検討し、修正案をお示しする。

目標2の景観に関する内容は、この後の議事にて具体的な内容を説明するので、そこでの議論を踏まえて検討させていただく。

委員長

目標1～3は、都市構造・空間・環境の形成とあり、主にフィジカルなものがそれぞれ記載されていて、それを何のために行うのかが基本理念に記載されているという理解。1頁目の基本理念に記載されている説明の冒頭で、「豊かさ」に関する幅広い要素を少し入れ、そのために総合都市計画ではこういった空間形成を図っていくというストーリーになれば良いのかと思った。1頁目の下の段は、ナラティブな書き方で良いと思う。

3頁の「多核集約型のコンパクトシティのイメージ」も修正されている。これはどういった議論だったのか、改めて説明いただきたい。

事務局

前回会議でお示したイメージでは、地域間のつながりを、基本的に、都心・中心市街地と各拠点を双方向の矢印により表現していた。

今回修正したイメージでは、秋田駅東地区と秋田新都市地区や土崎地区など、各地域の拠点間を結ぶような矢印を追加した。拠点間連携の概念を落とし込んだ部分に変更点となっている。

委員長

非常に抽象度が高い表現だが、それが変わるということは大きいことだと思っている。

委員

目標1が前回との大きな変更点であり、理念と目標、そのためのアクションと捉えると整理できると思う。

前回の議論では、都市構造の内容と集約の内容をまとめたということだったと思う。今回の案は、都市構造の内容と多核集約型のコンパクトシティの内容がまとまっており、これで良いと思う。勘違いが出るとすれば「都市構造の形成」という表現を使用していることに要因があると思う。都市構造というと、人の居住する市街地以外にも、目標2や3で出てくる農地や森林といったところも含まれると思う。あくまで目標1は市街地の話で、目標2は市域全体、目標3はそれらに関連する安全・安心というように区分すると、わかりやすい内容になってくると思う。それに対し、各記載内容がアクションになるが、目標1は都市計画分野に直結する内容であるため、ボリュームが大きくなるのは仕方ないと思う。

「豊かさ」に関し、アクションを示すのは難しいと思う。目標を達成することで、理念に記載された内容にも寄与するという整理だとわかりやすくなるのかと思った。

委員

資料3・14頁の土地利用の方針について、市街化調整区域について記載がある。前回の資料と比較すると、前回資料では「原則として開発を抑制します」で文章が止まっていた。ここまでは市の方針そのものだと思うが、今回「また、～」と記載が加えられている。特に3行目の「必要に応じて都市計画制度の活用を図り、都市構造の影響や市街化の促進など周辺環境への影響の恐れがないものに限定し、許容するものとします」という表現をあえて書き加えた印象を受けた。この部分はこういった意図で加筆されたのか。

災害リスクの説明で、市街化調整区域における住宅等の開発許可は厳格化するという方針も示されており、不整合があるようにも感じる。

事務局

前回資料では、区域別土地利用の考え方として、「市街化調整区域における原則開発抑制、既存集落の維持・活性化や産業振興に資する計画的開発への対応」といった形で記載していた。今回は、その内容を詳述するような形で文章化している。

内容については、第6次計画でも同様の表現をしている。市街化調整区域であっても、既存集落における、地域コミュニティの維持に資する住宅の建築や、廃校の利活用など地域の産業振興に関する開発計画など、一定の開発行為等を許容することを想定し、このような記載を行っている。第6次計画から方針転換を行ったものではない。

委員 第6次計画と同じ書き方だということか。

事務局 一字一句同じというわけではないが、基本的な考え方は同様である。

委員長 市街化調整区域における開発行為等については、都市構造への影響や市街化の促進など、周辺への影響の恐れがないものに限定されるべきだが、その「恐れがない」ということをどう判断するかが常に問題になるわけで、そのあたりについて、もう少し議論を行い、深められればと思う。

委員 都市計画法で担保されている制度を、あえて方針として位置づける目的が分からない部分がある。この方針を記載するのであれば、許容するものを決定する際のプロセスなど、もう少し踏み込んだ内容があれば、意味があると思う。

事務局 秋田市は開発許可権者であり、その運用にあたっては裁量を持っている。例えば、条例で定めた区域内で一定の用途の開発を許容する基準を設定することや、開発審査会に付議する際の一定の基準を定めることが可能である。そのため、都市計画の方針の中に一定の考え方は必要であると考えている。

現状、一定の既存集落であれば、地域コミュニティを守るため、地域にゆかりのない方であっても住宅を建築することや、空き家の賃貸を可能とする運用をしている。

委員 開発審査会では、どのように決定しているのか教えて欲しい。周辺への影響をどのように判断するのか、基準等があるのであれば教えて欲しい。

事務局 都市計画法では、第34条に、市街調整区域で許可される開発行為の種類が大きく14種類定められており、開発審査会は14番目に記載されているものである。1～13号に適合しない事案について、審査会に付議するという形で意見を聞き、そこでの議論を踏まえ、市が許可するという流れとなっている。

市街化を促進しないという基準があるわけではないが、開発審査会に付議する事案の類型を要綱（手引き）に定め、運用している。

委員長

周辺への影響の恐れがないもの、都市構造の影響というものについて、基本的な価値観みたいなものを総合都市計画で記載することが重要ではないか。

総合都市計画は、都市計画の基本的な方針であり、それに反することはできない。抽象度は上がるが、基本的な価値観、物事の判断の仕方というものを記載しておくことが、総合都市計画の役割ではないかと考えている。

委員

農村から人がいなくなり、集落そのものを維持することが厳しくなっている現状にある中で、大規模開発への懸念は必要だが、むしろ農家レストランや農家民宿など、既存の資源を生かした起業を行いたいと思っている若い世代、もしくはIターン者が農村に入っていけるような制度設計という点も必要かと思う。

市内の農村、特に周辺部は縮小してしまうと考えた時に、この記載内容は配慮すべきであり、今後、もっと農村をクリエイティブな暮らし・働きができる空間にしていくためのメッセージが必要だと思う。

委員

農村部をクリエイティブに維持していくという内容であれば、大事な方針であると思う。しかし、解釈によっては大規模開発も許容されるような内容でもあるので、その辺を懸念して質問をした。

農村の維持等の表現が入れば、そういったところに重点を置き、市街化調整区域の土地利用を行っていくと理解されると思う。

委員長

市街化調整区域の農村集落を活性化していくことはとても重要である。一方、農村集落で全ての開発を許容していくということでは市街化調整区域の意味がなくなる。ポイントは、活性化に資する開発行為なのかということのをどのように判断するのか。石川県の自治体では、農村集落での開発規制を緩める際は、希望する集落で計画を作成することを求めている。その計画は地域の合意形成そのものであり、開発許可として認めるというやり方をしているところもある。都市計画法の規定にはないが、条例で運用しているということである。

総合都市計画に、一定の考え方や方向性を記載することが重要で、抽象的な言葉であっても、それは市の中で拘束力を持つ。

委員長

自然災害リスクを踏まえた土地利用の規制誘導についても本会議の論点になっている。その部分について、補足説明をして欲しい。

事務局	<p>都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画制度では、居住を誘導していく区域として、居住誘導区域を設定することとされている。</p> <p>秋田市は、平成29年3月に立地適正化計画を策定し、居住誘導区域を設定している。</p> <p>居住誘導区域は、市街化区域の中に設定することとされており、居住誘導区域から除外されたとしても、市街化区域ではあるため、用途地域等の一定の土地利用のルールの中で、住宅等の建設を行うことは可能である。</p>
委員長	<p>平たく言えば、居住誘導区域外は、行政としておすすめ居住エリアではないということ。おすすめしないだけで、住みたいということであれば、それはそれで可能ということ。災害リスクがある区域であれば、そのリスクを承知のうえでその地を選択するということになる。</p>
委員	<p>おすすめはしないということだが、住んではいけないということにはならない。そういった際、どのような形で「あまり住むのには好ましくない」ということを周知していくのか。どのような位置づけにし、市が案内するのかということが難しいと思う。現時点で、どのように考えているか。</p>
事務局	<p>まずは、しっかりと情報を周知することが重要だと考えている。</p> <p>都市計画サイドの取組ではないが、市でハザードマップを作成・配布している。近年、水防法が改正され、洪水による浸水想定区域の設定方法が変更となった。これまでは計画規模降雨（概ね100年に1度程度）を想定していたが、想定最大規模降雨（概ね1,000年に1度程度）を想定した浸水想定区域に見直された。</p> <p>秋田県では、昨年度から今年度に向け、県管理河川の新たな浸水想定区域を設定している。市は、新たなハザードマップを作成するなど、継続して、周知を図ることが必要だろう。</p> <p>また、宅建業法も改正となり、重要事項説明の中で、物件がハザードマップのどこに所在しているのかを説明することが制度化された。</p> <p>そうした点も踏まえ、積極的に情報の周知を行っていくことが重要だと考えている。</p>
委員	<p>災害リスクが高い区域について、居住が好ましくない地域や災害の危険性が高い地域など、どういった表現で示すかによって印象が変わってくる。不動産の価値も変わる可能性があり、非常に重要なことだと思うし、慎重に取り扱う必要があるだろう。</p>

委員長

おそらく、特に3 m以上の浸水の可能性がある部分は危険だということのアナウンスを行い、情報提供や啓発を行うことが市の役割だと思う。

ここでは居住誘導区域から除外することを検討すると記載されている。居住誘導区域から除外されると、3戸以上の開発行為に対し届出が必要となる。積極的に居住を誘導する範囲が居住誘導区域。それ以外では届出行為が加わることになる。また、非常に危険な開発行為だと判断されれば、勧告を行うことができると法で認められている。そういったことを今後、情報提供や啓発をしながら進めていくという考えである。洪水等の問題に関しては、各委員がそうであるという共通認識があったように思う。

(2) 全体構想（住環境・市街地整備、水と緑の整備・保全、その他の都市施設の整備等）

事務局

説明（資料4）

委員

資料3と資料4では、同じ全体構想の内容であっても資料の構成が異なるが、何か意図があるのか。

事務局

資料3の全体構想前半部分については、前回会議で、今回の資料4と同様に、主要な課題と取組の考え方をセットで示していた。

資料4の全体構想後半部分は、今回、具体的な内容をお示しすることが初めてなので、考え方や方向性を議論いただきたく、このような資料構成としている。

委員

来年の東北デスティネーションキャンペーンでは、秋田商工会議所で千秋公園の蓮の花を新たな観光コンテンツにしたいと、ライトアップ事業に取り組んでいる。今年はコロナの影響があり大々的には実施せず、コンテンツに使えるDVDを制作した。千秋公園のサクラ、フジ、ハスのライトアップを行い、ゆくゆくは赤れんが郷土館など、歴史的な建築物もライトアップしながら魅力ある場所をつくっていきたいと思っている。「秋田市のイメージを形成する景観形成」の部分で、ライトアップや新たな観光コンテンツにつながるような表現を入れてもらえるとありがたい。

また、同じ景観形成の考え方の中で、「無電柱化」に関する内容がある。無電柱化は相当な費用がかかり、現在、バイパス沿道を計画的に実施していると思うが、土崎の祭りを実施するメイン道路や、川反通りなど、伝統文化や観光に必要なところを無電柱化することはできないか。個別の箇所を具体的には記載できないと思うが、そういった方向性も出せば良いと思う。

「歴史・文化を生かした景観形成」では、寺町一帯の社寺林等の記載がある。この部分では、市が取り組んでいる方向性について、何らかの文章が盛り込まれれば良いのかなと思っている。

事務局

1点目の、景観形成の考え方だが、秋田市では景観計画を策定しており、その中で、各地域の景観を守っていくべき資源や方向性等を定めている。景観計画では、具体的にこういったものをつくっていくという書きぶりではなく、例えば、大規模な建築物を建築する際に、景観資源を保全するために必要な留意事項等を記載している。その方向性と合わせ、地域の皆さんと協働で、例えば、建物を建築する際のルールづくり等を進めていくことが重要だと思っている。今後も、ルールの枠組を使いながら、歴史的な建造物等を活用し、地域の皆さんとともに景観づくりを進めていくという方向性で進めていきたいと考えている。

2点目の無電柱化は、本町通りや川反地区などが挙げられるかと思うが、現時点では、無電柱化推進計画に基づき、安全・安心という面から緊急輸送道路を重点的に整備している状況である。今後、実現化方策も含めてどのように記載できるのかを検討したいが、実現自体は非常に難しい。

3点目の歴史文化を生かした景観形成は、1点目でも話をしたように、行政の主体的な取組は限りがあることから、市民協働で実施できるような取組について、記載できるものは記載していきたい。

委員

まちづくり活動という話があったが、その活動を積極的に促進していくこと、前向きに実施していこうとしている住民やグループに対し、その流れを促進していくことで、まちづくりをしていくというようなエッセンスを落とし込んでいくことが重要であると思う。どこかにまとめてそのような内容を落とし込んで欲しい。

委員長

先ほどの無電柱化の話であるが、現状、道路の役割として安全・安心に関わるものを優先しているということだと理解して良いか。

事務局

そのとおりである。

委員

電柱の件だが、開発地でも道路の片側にN T Tの電柱、片側に電力の電柱が設置されていて、6 m幅員でも、冬期間には積雪等により4 m以下になってしまうことがある。安心して歩けるまちづくりとあったが、冬期間のことも考慮し、可能であれば、無電柱化の前に電柱を片側に寄せて対処することも考えられる。一方に寄せるということであれば、費用面で難しくなることもないと思われる。10年かかって

も、できることを組み込んでもらいたい。

委員

安心して暮らせる住まいづくりというところだが、福祉施設やサービス付き高齢者向け住宅も含まれると思う。

他の委員会で、そういった福祉施設を建設する際、ハザードマップを確認すると、浸水する可能性がある位置であった事案があった。対応としては、3階建てにし、発災時には3階にお年寄りを運ぶということであったが、夜中に発災した場合、人出不足もあり、全員を3階まで運ぶことはできないだろうと心配していた。結局は、福祉施設の立地が認可されることになるが、そういったことを含め、住宅だけでなく、福祉施設の整備に関しても考慮してもらえるような、そういった表現を入れるという考えはないか。

事務局

許可制度等を研究し、福祉施設等の立地制限が可能かどうか確認したうえで、改めて回答したいと思う。

秋田市の場合、浸水想定区域の広がりはかなり広い。浸水深の違いはあるが、秋田市の市街地にこれだけの浸水想定範囲が広がっている。これに更に、草生津川と岩見川の浸水想定区域が加わることになる。

先ほどの居住誘導区域の議論に関しても、非常に重要な視点として総合都市計画に位置づけ、取り組まなければならないと考えており、こういった実情を皆様と共有したく資料化させていただいた。

このような状況を踏まえ、将来の対応について考えていきたい。

委員

秋田市の居住誘導区域では、どの程度が浸水想定範囲となるか。

事務局

浸水深によらず全体で見ると、居住誘導区域の約59%が浸水想定区域である。また、市街化区域の約4割が浸水想定区域となっており、広く影響が及んでいる。

委員

沿岸部は、オーシャンビューということで売れ行きが良かったが、東日本大震災後に売れなくなり、最近は徐々に売れるようになってきた。一方、最近は大雨が問題で、これがどれだけのエリアになるのか。先ほど説明があったとおり、重要事項説明でハザードマップは付けなければならない。秋田市では作成しているが、潟上市では作成もしていない。

本当に住みやすい場所はどこなのか、どこに住むべきなのかということでは、59%の範囲が浸水する可能性がある居住誘導区域を設定して良かったのか。20年のスパンでは難しいかもしれないが、50年先を見据えると中心部の移転をしていくような議論もできるので

はないかと思っている。

委員長

今回の事務局案は、居住誘導区域内で浸水深が3m以上の範囲となる2.3%分を居住誘導区域から除外した方が良いのではないかという理解で良いか。

完全な安全・安心を確保しようとする、6割程度も除外しなければならず、現実的にはどうなのか。バランスの問題があり、例えば、3mではなくもう少し下げてもたらどうなるのか。そういった議論なのだと思う。まずは、3mで2.3%を除外する方向で検討を行いたいという事務局案なのだと思う。

事務局

そのとおりである。

委員

景観の話に戻るが、その他の都市施設の整備等方針に入っている。現行の第6次計画では、全体構想の1項目であったと記憶しているが、その他に含めたのは何か意味があるのか。何となく、後退してしまっているような印象を与えていないかと気になる。

事務局

第6次計画では、景観形成の方針を1つ立てていた。今回の全体構想では、都市計画として関係性の深いものを柱立てしており、5分野を設定していた。景観に関しては、その他の都市施設の整備等方針の中に入れていたが、事務局として、景観部分を弱めているという考えはなく、市民・事業者の方に共有していく計画として、わかりやすいものになるよう、構成等を含めて検討したい。

委員

5つにまとめるのは良いが、景観は、住環境・市街地整備の方針の中に入れるべきだと思う。市の今の状況をみると、課題となるのは都市計画や人工的な景観の部分だと思っている。また、住環境・市街地整備の方針の中では、歩きたくなる街なかというキーワードもあり、それとも景観は深く関わってくるのではないかと思う。

また、全体構想の「その他の都市施設」の「その他」という表現は見直して欲しい。印象が良くない言葉だと思うので、可能であれば検討して欲しい。

事務局

事務局でも、住環境・市街地整備の方針に入れるのか、水と緑の部分に入れるのか、その他とするのか、悩んだところであった。今回いただいた意見を踏まえ、住環境・市街地整備の中にも含めるのか、景観形成の方針を独立して1本の柱にするのか検討を行い、改めて提示したい。

委員長	<p>事前に挙げられていた論点の3は、イメージが説明された。私は本荘なのだが、秋田駅の西口広場がこんなにきれいになっていることを知らなかった。ここにある芝生広場を、どのようなシステムで活用していくかが重要だと思った。また、南通り周辺エリアの民間事業所のリノベーションについても、どのように広げていくのかということが重要だと思っており、少し方針をつくっていただきたい。</p> <p>論点4の都市計画公園に関することだが、特に意見はなかったので、現段階では、概ねこの方針で良いということで理解している。それで異論がなければ、これを会議の結果としたいが良いか。</p>
各委員	異議なし。
委員長	その他、意見等はあるか。
委員	<p>資料4の30頁、その他の都市施設のところで卸売市場の再整備についての記載がある。今後の施設整備に関する基本的な方向性を検討するとあるが、総合都市計画の検討スケジュールと、卸売市場の検討スケジュールがどのように重なるのか教えて欲しい。また、どのような期間に、どのような組織で検討が行われるのかも教えて欲しい。</p>
事務局	<p>市の卸売市場経営改革プラン行動計画において、令和6年度までに基本的な方向性を示すこととしているが、具体の詳細なスケジュールは未定となっている。総合都市計画策定は来年の6月を予定しているので、卸売市場の再整備の検討については、提示できる情報があればその都度お知らせしたい。</p>
委員	<p>論点3の居心地が良く歩きたくなる環境整備について、日常生活をより豊かにしたいと思った時に、17頁でストリートにおけるアクティビティの例示がたくさんある。海外では、定期的に毎月2回とか、もしくは毎週末にファーマーズマーケットが開催され、単にマルシェやフリマだけではなく、そこにアーティストや手工芸品の制作など、新しいものを創り出そうとする、エネルギーが集まる場所にもなっている。開催は不定期ではなく、毎月決まったときに開催しているので、日常をより豊かにする拠点になり得る。そういった仕掛けや考えがあれば、より具体的な議論ができたのかと思った。これは、景観だけではなく、チャレンジできるような場、お互いの質を高め、挑戦をする場にもなり、そういったことを意識した場だと思う。</p> <p>私は雄和の大学なので、今回の内容は「駅前だけか」と感じてしまった。もしこの内容がその他の拠点も指しているのであれば、雄和や河辺地域でも、廃校など利活用が進んでいない既存施設を利活用し、</p>

その周辺のトレッキング体験、収穫祭やチャレンジショップの開催などが考えられ、雄和や河辺地域でも起こり得るのではと思った。論点3をもう少し踏み込み、具体性が見えるとわくわくするなと感じた。

委員長

私は建築学科で、建築はただつくるだけではなく、リノベーションをしたり、建物を建てない建築という議論もあり、場をつくっていくという概念がある。都市計画でも同様で、今までは、道路を作る、基盤整備をするといった社会情勢であったが、モノを作ってもアクティビティが生まれなければどうしようもない。芝生広場がきれいに整備されれば視覚的には良いが、そこでまちづくりの活動が生まれることが重要である。都市計画として、それを扱うことはなかなか大変だと思うが、もう少し広げて、まちづくりという議論からすると総合都市計画で扱うことは良いだろうと考えている。そういった活動を総合都市計画として認知し、良いものは支援していくということが総合都市計画の考え方だと思う。どういった価値基準、判断基準で支援するのか、アクティビティの芽が何もないところを一生懸命やっても無理なので、そういった支援に対する判断基準みたいなものが生まれれば行政もやりやすいのではないかな。そういった議論を少し整理できればと思う。

委員

市民がアクティビティを生む場として、文化創造交流館がある。旧県立美術館を再整備して来年春にオープンする予定で整備をしている。市民活動、工芸の方々の制作の場を担い、市民とのワークショップができるような場にもなるということで、そこに拠点がつくられるということが大きいのかなと思う。

また、秋田駅西口の芝生広場や千秋公園のポケットパークをどのように使っていくのか。P-PFIという話もあり、民間に公園を使ってもらおうというような考え方も示されているので、文字や絵で書かれているものだけではなく、具体のイメージを強調して記載できれば有効な計画になるのではないかな。

「暮らしの豊かさ」という議論で、何が当てはまる要素になるのかと考えた際、景観のところがすごく関わってくると思う。そういう意味では、住環境・市街地整備の中に記載することも大事だと思う。豊かさとは何かと考えた時に、文化的な景観の豊かさが直接的に関わってくると思うので、もしかしたら、緑とか住環境を包括する形で1つ章を作っても良いのではないかなとも思った。その方が整理しやすいのではないかなと思ったので、提案させていただく。

これは、令和2年7月29日に開催された、第4回第7次秋田市総合都市計画策定委員会の議事要旨である。